

(仮称) 小田原漁港交流促進施設条例等の制定について

第1 基本的事項

1 条例の制定等の目的及び背景

本市では、平成14年に神奈川県が策定した「小田原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画」に基づき進められている「小田原特定漁港漁場整備事業」において、公有水面埋立てにより新たに生じた土地に(仮称)小田原漁港交流促進施設を設置する予定です。

この施設は、新鮮な魚介類、水産物加工品、地域の特産品等の販売及び魚介類の提供による魚食普及を推進するとともに地域に関する情報の提供を行うことで、交流人口の拡大と小田原の魚の消費拡大を通じて、水産業の振興と地域の活性化を図るために設置するものです。

このパブリックコメントは、これに伴う(仮称)小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定について意見を募集するものです。

2 (仮称) 小田原漁港交流促進施設の概要 (関連資料参照)

(仮称)小田原漁港交流促進施設は、小田原特定漁港漁場整備事業区域内の敷地に鉄骨造地上3階建て(延べ床面積1,540.77㎡)で公の施設として設置します。施設には、水産物等販売施設、飲食物提供施設(お食事処、軽食エリア)、イベント広場、多目的室及び情報発信コーナーを整備します。

第2 (仮称) 小田原漁港交流促進施設条例等の素案 (骨子案)

1 (仮称) 小田原漁港交流促進施設条例及び同条例施行規則の制定

(1) 設置の目的

(仮称)小田原漁港交流促進施設は、新鮮な魚介類、水産物加工品、地域の特産品等の販売及び魚介類の提供による魚食普及を推進するとともに地域に関する情報の提供を行うことで、交流人口の拡大と小田原の魚の消費

拡大を通じて、水産業の振興と地域の活性化を図ることを目的に設置することとします。

(2) 所在地

(仮称)小田原漁港交流促進施設は、小田原市早川字西組1番28に設置します。

※条例では一般的な住所の表示方法によって規定する予定です。

(3) 事業

(仮称)小田原漁港交流促進施設では、水産物及びその加工品、地域の特産物等の販売並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の提供を行うとともに、地域に関する情報の提供などの事業を行います。

(4) 指定管理者による管理

(仮称)小田原漁港交流促進施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、各事業の実施や施設の使用許可の手続、利用料金の徴収等の業務を指定管理者が行います。

(5) 開館時間及び休館日

(仮称)小田原漁港交流促進施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとします。なお、必要があるときは、臨時に開館時間や休館日の変更を行うことができるものとします。

ア 開館時間 午前9時から午後9時まで

イ 休館日 1月1日

(6) 使用の手続

(仮称)小田原漁港交流促進施設のうち、水産物等販売施設、飲食物提供

施設（お食事処、軽食エリア）、多目的室、イベント広場を使用する場合は、指定管理者に申請し、使用の許可を受けるものとします。当該使用の許可の申請は、水産物等販売施設、飲食物提供施設（お食事処、軽食エリア）は所定の期間内に、多目的室及びイベント広場は使用しようとする日の属する月の6箇月前の月の初日から当該使用しようとする日までの期間に受け付けます。

（7）利用料金

（仮称）小田原漁港交流促進施設のうち、水産物等販売施設、飲食物提供施設（お食事処、軽食エリア）、多目的室及びイベント広場（営業行為を行う場合のみ）を使用する場合は有料とします。

なお、多目的室を使用する際に入場料等を徴収する場合、又は販売を行う場合には所定の金額が加算されます。

（8）その他

（仮称）小田原漁港交流促進施設の管理に関し必要な一般的事項（施設の使用許可や取消し、使用の権利の譲渡や転貸の禁止等）を定めることとします。

2 施行期日

上記の条例等の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とします。

[関連資料]

（仮称）小田原漁港交流促進施設 施設配置図